

磁気探査機器性能審査制度審査機関の公

募要項に対する質問内容および回答内容

管理番号 000001 投稿日時 2012/10/10 11:23

質問事項

審査機関の指定期間は 1 年間と考えてよいですか。具体的には、技術提案の工程ですが、平成 24 年 11 月から平成 25 年 10 月までと考えてよいですか。

【回答】

公募要項 p 1 に「磁気探査機器性能試験は、基本的に年度早々に実施する」としております、技術提案の工程は、平成 24 年 11 月から平成 25 年 6 月または平成 25 年 7 月までとして下さい。

なお、審査機関の指定期間は、公募公告 p 1 に示しており、次のとおりである。

【指定期間】

指定期間については、沖縄総合事務局開発建設部長が「磁気探査機器性能審査要綱」に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為が認められた場合に、指定を取り消すことがあるが、基本的に毎年更新とする。但し、指定された企業において、更新が困難となった場合は、指定解除が出来るものとする。その場合には、指定解除予定年度の年度末の 6 ヶ月前までに協議を行うものとする。